○国土交通省告示第七百九十号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第二項及び第三項並びに第三条の二第一項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（特定地域）

第四条　法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
（略）	（略）	（略）
五　近畿運輸局長	「神戸市域交通圏」	平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで
	（略）	（略）
六　中国運輸局長	「広島交通圏」	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	（略）	（略）
七　九州運輸局長	「大分市」	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	（略）	（略）

改正前

（特定地域）

第四条　法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
（略）	（略）	（略）
五　近畿運輸局長	「奈良市域交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	「神戸市域交通圏」	平成二十七年九月一日から平成三十年八月三十一日まで
	（略）	（略）
六　中国運輸局長	「広島交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	（略）	（略）
七　九州運輸局長	「大分市」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
	（略）	（略）